

## 「新トクするサポート」提供条件書

※2021年11月17日に、「トクするサポート+（2021年9月24日以降加入者向け）」から「新トクするサポート」に名称を変更しました。

「新トクするサポート」（以下「本プログラム」といいます。）は、対象機種を48回の分割払いの方法により購入し、当社が定める条件を満たした場合に、第4条（特典内容）に定める特典をご利用頂けるプログラムです。

### 第1条（規約の適用）

1. 本プログラムは、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供します。
2. 「新トクするサポート」提供条件書（以下「本提供条件書」といいます。）は、お客さまが本プログラムを利用するにあたって適用される条件を定めたものであり、お客さまは、本提供条件書の内容を確認し、ご同意の上で、本プログラムをご利用頂く必要があります。

### 第2条（プログラム期間）

本プログラムの実施期間（以下「本プログラム期間」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

本プログラム期間	2021年10月13日～終了時期未定
----------	--------------------

※終了時期は、確定次第、当社ホームページ等でご案内します。

### 第3条（対象）

1. 本プログラムは、本プログラム期間中に、当社との間で割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約を締結することにより、48回払いの方法によって、次項に定める機種を購入したお客さまを対象にします。なお、本提供条件書において、対象機種のうちお客さまが購入した端末を「本端末」というものとします。
2. 本プログラムの対象となる機種は、下表のとおりです。

対象機種※	SoftBank 5G、SoftBank 4G LTE 又は SoftBank 4G のいずれかに対応の iPhone、スマートフォン、SoftBank 携帯電話、iPad、タブレット、Apple Watch 及び SoftBank 回線対応の通信モジュールを内蔵したメーカーブランド PC・タブレットのうち、当社ホームページ上で指定する機種  ※対象機種の詳細は、当社ホームページ等でご確認ください。
-------	---

※みまもりケータイ、キッズフォン、あんしんファミリーケータイ、シンプルスタイル（プリペイド携帯電話）、衛星電話並びに SoftBank 3G にのみ対応した iPhone、スマートフォン、SoftBank 携帯電話、iPad 及びタブレット等は、対象外です。

3. **本プログラムは、当社が「ソフトバンクブランド」の下で提供する通信サービスの利用者（以下「ソフトバンクユーザー」といいます。）以外のお客さまも対象であり、通信契約の有無にかかわらず、お客さまが本提供条件書に定める適用条件や利用条件を全て満たした場合は、本プログラムを利用することができます。**

### 第4条（特典内容）

本プログラムの特典（以下「特典」といいます。）の内容及び特典の利用の申し込みが可能となる時期（以下「特典受付開始

「新トクするサポート」提供条件書  
更新日：2021年11月17日  
ソフトバンク株式会社

日]といいます。)は、下表に掲げるとおりです。

特典内容	特典受付開始日
お客さまが次条に規定する特典の利用条件を全て満たすことを条件として、本端末の査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分（最大 24 回分 <sup>※1</sup> ）の本端末の分割支払金又は賦払金（以下「分割支払金」と総称します。）相当額（ <b>頭金は含まれません。</b> ）で、当社が本端末を下取りし、本端末の割賦残債務と本端末を下取りしたときの売買代金債権を相殺します。	本端末の購入日が属する請求月を 1 か月目として、25 か月目 <sup>※2</sup> 。

（※1）お客さまが特典を利用するタイミングによって、金額は異なります。

（※2）一部のお客さまは、例外的に 24 か月目に、特典が利用可能となります。また、在庫状況又は配送状況により、本端末がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、特典受付開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの特典受付開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。

## 第5条（特典利用条件）

1. 特典を利用するためには、前条に定める特典受付開始日以降に、次の各号に掲げる条件を全て満たすことが必要です。

(1) お客さまが契約している回線の電話番号（ソフトバンクユーザーのお客さま）又は機種契約番号<sup>※</sup>（ソフトバンクユーザー以外のお客さま）を当社に申告の上、当社指定の方法により、特典の利用を当社に申し込むこと

※本端末を購入するときに当社が発行するお客さまの管理番号をいいます。以下同じ。

(2) 特典利用の申込日が属する月の翌月末までに、当社が本端末<sup>※</sup>を回収し、査定完了すること。なお、当該回収及び査定にあたっては、次の条件を全て満たしていることを要します。

※Apple Watch の場合は、本体に加えて、購入時に付属していたバンドの回収及び査定も実施します。

① 本端末が第 10 条（査定基準）に規定する査定基準（以下「査定基準」といいます。）を満たしている旨を当社が確認したこと

② 本端末の製造番号（IMEI）を当社が確認できたこと<sup>※</sup>

※印字が不鮮明、損壊その他の状態等により、製造番号（IMEI）が確認できない場合、特典の利用のお申し込みを受けることができません。Apple Watch の場合は、製造番号（IMEI）又はシリアル番号を当社が確認できることが必要です。

③ 当社が定める方法に従い、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）に基づく本人確認を受けたこと

(3) 特典利用の申込みの時点で、本プログラムを解約、解除又は終了していないこと

(4) お客さまが当社に負担する債務の支払いを怠っていないこと

2. 本端末が査定基準を満たしていない場合に、お客さまが特典の利用を希望するときは、当社が指定する方法に従い、次の各号の表に定める料金（以下「本負担金」といいます。）を一括で当社にお支払い頂く必要があります。

(1) 本端末が Apple Watch 以外の場合

欄	次のいずれかのサービスへの加入の有無 ①あんしん保証パック with AppleCare Services B ②あんしん保証パックプラス B ③あんしん保証パック B	本負担金 (不課税)
1	非加入者	22,000 円
2	加入者	査定時点 <sup>※</sup> において当社ホームページに定める金額

※査定時点における最新の金額・条件に従います。なお、現時点の金額・条件は当社ホームページ上で確認することができますが、あくまでも査定時点における金額・条件が適用されますので、本端末の購入時点から将来的に内容が変更された場合は、変更後の金額・条件が適用されます。予めご了承ください。

## (2) 本端末が Apple Watch の場合

欄	査定基準を満たさない対象	あんしん保証パック with AppleCare Services B への加入の有無	本負担金 (不課税)
1	Apple Watch の本体 <sup>※1</sup>	非加入者	22,000 円
2		加入者	査定時点 <sup>※3</sup> において当社ホームページに定める金額
3	バンドのみ <sup>※2</sup>	加入者／非加入者	2,000 円

(※1) バンドが査定基準を満たしているか否かは問いません。

(※2) 本体が査定基準を満たしており、バンドが査定基準を満たさない場合に、第 3 欄の金額が適用されます。なお、本体が査定基準を満たしていない場合は、第 1 欄又は第 2 欄の金額となります。

(※3) 査定時点における最新の金額・条件に従います。なお、現時点の金額・条件は当社ホームページ上で確認することができますが、あくまでも査定時点における金額・条件が適用されますので、本端末の購入時点から将来的に内容が変更された場合は、変更後の金額・条件が適用されます。予めご了承ください。

3. 本端末の割賦債務が完済済みである場合又は**本端末が査定基準を満たしていないときに本端末の割賦残債務が前項に定める本負担金の金額以下の場合、特典を利用できません。**

## 第 6 条 (下取り価格)

- 特典に基づく本端末の下取り価格は、当社が定める査定基準を満たす場合、査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分の分割支払金相当額（頭金は対象外です。）とします。但し、1 年くりあげオプション（第 7 条（1 年くりあげオプション）に定め）に基づく本端末の下取り価格は、本端末の 25 回目から 48 回目までの分割支払金相当額（頭金は対象外です。）です。
- 回収した本端末が査定基準を満たさない場合、下取り価格は、前項に規定する分割支払金相当額から第 5 条（特典利用条件）第 2 項に定める本負担金を減額した金額となります。
- 送付キットの配送遅延その他理由により、査定完了まで長期間を要した場合、割賦債務と相殺する時期が遅れる場合があります。この場合、遅延期間にお支払い頂いた割賦債務は返金しません。また、割賦債務を相殺する処理を行った後に査定基準を満たさないことが判明した場合は、本来の割賦債務又は本負担金を事後的に当社が別に定める支払条件に基づきお支払い頂く場合があります。

「新トクするサポート」提供条件書  
更新日：2021 年 11 月 17 日  
ソフトバンク株式会社

## 第7条（1年くりあげオプション）

- 1年くりあげオプションは、第3条（対象）第1項の条件を満たしたお客さまが1年くりあげオプション行使開始日（次項に定義します。）から特典受付開始日の前日までの期間に、本条第3項の条件を満たした上で1年くりあげオプション利用を申し込んだ場合、24回分の本端末の分割支払金相当額で本端末を下取りし、お客さまの本端末の25回目から48回目までの分割支払金債務と本端末を下取りするときの売買代金債権を相殺するものです。この場合、お客さまは、本端末の24回目までの分割支払金については、引き続き支払う必要があります。
- 1年くりあげオプションの行使の申し込みが可能となる時期（以下「1年くりあげオプション行使開始日」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

1年くりあげオプション 行使開始日	本端末の購入日が属する請求月を1か月目として、13か月目 <sup>※</sup>
----------------------	---

※一部のお客さまは、例外的に12か月目に1年くりあげオプションの行使が可能となります。在庫状況又は配送状況により、本端末がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、1年くりあげオプション行使開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの1年くりあげオプション行使開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。

- 1年くりあげオプションを行使するためには、1年くりあげオプション行使開始日から特典受付開始日の前日までの期間に、第5条（特典利用条件）第1項各号に定める条件を全て満たす必要があります。
- 本端末が査定基準を満たしていない場合に、お客さまが1年くりあげオプションの行使を希望するときは、当社が指定する方法に従い、第5条（特典利用条件）第2項に規定する本負担金を一括で当社にお支払い頂く必要があります。
- 本端末が査定基準を満たしていない場合、本端末の25回目から48回目までの分割支払金債務が本負担金の金額以下のときは、1年くりあげオプションを行使できません。
- 1年くりあげオプションを行使した場合においても、全48回のうち1回目から24回目までの分割支払金債務については、本端末の売買代金債権と相殺されるものではなく消滅しないため、お客さまは、割賦契約条件に従い引き続きお支払い頂く必要がありますので、ご注意ください。

## 第8条（機種回収の必要性）

特典及び1年くりあげオプション（以下「特典等」と総称します。）を利用するためには、本提供条件書記載の条件に従い、本端末を当社に提供頂く必要があります。なお、特典等の利用の申し込みをもって、本端末を提供することに同意したものとさせていただきます。

## 第9条（特典利用時における機種回収）

- お客さまは、本端末の回収方法として、店頭又は郵送のいずれかをお選び頂けます。
- 本端末の回収にあたっては、古物営業法に基づく本人確認を実施します。なお、本人確認を受けるにあたっては、当社が別途指定する手続きに従う必要があります。当該手続きに従わない場合、特典等を利用することはできません。
- 特典等利用の申込み後は、本端末の返還請求はできません。
- 回収完了後は本端末内のデータ復元等はできなくなりますので、回収前にデータのバックアップ・初期化を必ず実施頂くようお願いいたします（万が一、本端末内にデータが残っていた場合は、当社にて全て消去いたします。）。なお、実施しないこと等によってデータ

「新トクするサポート」提供条件書  
更新日：2021年11月17日  
ソフトバンク株式会社

の消失又は漏洩等が生じてお客さまが損害を被ったとしても、当社は責任を負いません。

5. 回収前に本端末でご利用されていたアプリケーションやサービス等は、お客さまご自身にて解約・引き継ぎ等の必要なお手続きを実施するようお願いいたします。なお、実施しないこと等によってお客さまが何らかの損害を被ったとしても、当社は責任を負いません。
6. 1 回あたりの特典等のご利用につき、1 台に限って回収します。
7. 特典等利用の申込み時に新しい端末へ買い替えるお客さまについては、何らかの理由によりその買い替えのお手続きがキャンセルされた場合であっても、回収した本端末はお客さまに返却されません。
8. 本端末の回収時にお客さまが当社へ申告する内容と当社へ送付される内容が異なる場合は、特典等利用の申し込みはキャンセルとなりますが、回収した本端末はお客さまに返却されません。
9. 回収対象の本端末以外の物品が当社に送付された場合、その物品は全て処分させていただきます。
10. 本端末の回収方法・本人確認の方法等は、変更される場合があります。この場合、変更後の内容に従って頂くようお願いいたします。

## 第 10 条（査定基準）

特典等の利用時に回収する本端末の査定基準は、**査定時点における最新の当社の下取りプログラム**（キャンペーン名称変更後のキャンペーン及びキャンペーン終了後の後継キャンペーンを含みます。以下同じ。）の**判定基準**（当社指定の特典適用基準及び減額判定基準を含みます。）に従うものとします。なお、**現時点の下取りプログラムの判定基準は当社ホームページ上で確認することができますが、あくまでも査定時点における基準が適用されますので、本端末の購入時点から将来的に内容が変更された場合は、変更後の基準が適用されます。**

※基準のいずれか 1 つにでも該当する場合は、査定基準を満たしません。

※本端末の製造番号（IMEI）（Apple Watch の場合は、製造番号（IMEI）又はシリアル番号）を当社が確認できない場合は、本負担金の支払いを問わず、特典等の適用を受けることはできません。

## 第 11 条（併用不可サービス）

1. 本プログラムの特典等の利用と同時に、本端末を「下取りプログラム」提供条件書に定める対象機種として、「下取りプログラム」に申し込むことはできません。
2. 上記に掲げる以外にも、他のサービス、キャンペーン、プログラム又は割引等と併用することができない場合があります。

## 第 12 条（請求月）

本提供条件書において、請求月とは、当社がお客さまごとに割り当てるお支払いの請求締日により異なる、次の 3 とおりの期間を意味するものとします。なお、お客さまの請求締日は、My SoftBank においてご確認頂くことができます。

請求締日	請求月	本プログラムの起算点 (例：本端末の購入日が 2021 年 10 月 24 日の場合)
末日	毎月 1 日～末日	2021 年 10 月 24 日～2021 年 10 月 31 日を 1 か月目とします
10 日	毎月 11 日～翌 10 日	2021 年 10 月 24 日～2021 年 11 月 10 日を 1 か月目とします
20 日	毎月 21 日～翌 20 日	2021 年 10 月 24 日～2021 年 11 月 20 日を 1 か月目とします

「新トクするサポート」提供条件書  
更新日：2021 年 11 月 17 日  
ソフトバンク株式会社

### 第 13 条（遅延損害金）

お客さまは、本プログラムに関して負担する債務の支払いを遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、遅延した金額に対し、年 14.5%の割合を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

### 第 14 条（禁止行為）

お客さまは、本プログラムの利用にあたって、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令、行政機関のガイドライン又は公序良俗に違反する行為
- (2) 当社又は第三者の営業妨害又は名誉棄損する行為、その他不利益を与える行為
- (3) 当社又は第三者の財産権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
- (4) 当社の書面による事前の承諾なく、本提供条件書に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保権の設定その他処分をする行為
- (5) 本プログラムを不正な目的をもって利用する行為
- (6) その他当社が不適切と判断する行為

### 第 15 条（情報の取り扱い）

当社は、本プログラムの提供に関して取得した個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、機種契約番号等を含みますが、これらに限られません。）については、次の各号に掲げる目的のために利用し、当社プライバシーポリシー（<https://www.softbank.jp/corp/privacy/>）に則って取り扱います。

- (1) 本プログラムを提供するため
- (2) お客さまの管理、お客さまからの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きのご案内又は情報の提供等のカスタマーサポートのため
- (3) お客さまの利便性の向上、品質改善及び有益なサービスの提供等を目的として、利用状況の分析、効果測定、その他各種マーケティング調査及び分析を行うため
- (4) 当社のサービス、商品及びキャンペーン等のご案内のため
- (5) 当社サービスの不正契約・不正利用の防止及び発生時に調査等を行うため
- (6) 当社プライバシーポリシーに掲げる目的のため
- (7) その他、当社サービスの提供に必要な業務のため

### 第 16 条（停止・中止）

当社は、システムの保守点検、不可抗力若しくは本プログラムの運営状況その他の予期できない事情がある場合又は当社が必要であると判断する場合は、何ら通知を行うことなく、本プログラムの全部又は一部の提供を停止又は中止することができるものとします。

### 第 17 条（責任の制限）

1. 当社は、本プログラムの完全性、安全性、有用性、正確性又は特定目的適合性等について、何ら保証するものではありません。
2. 本プログラムに関連して発生したお客さま（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する「消費者」

「新トクするサポート」提供条件書  
更新日：2021 年 11 月 17 日  
ソフトバンク株式会社

以外のお客さま（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失（重過失を除きます。）により当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、損害を被った月の1回分の分割支払金相当額を上限とし、直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切の損害（付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害及び拡大損害を含みます。）については、その予見可能性の有無を問わず、当社は賠償の責任を負わないものとします。

3. 当社は、前項に規定する消費者以外のお客さま（法人等）に対し、本プログラムに基づきお客さまに生じた一切の損害について、当社の故意又は過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わないものとします。
4. 当社が割賦債権を第三者に譲渡その他の処分をしていた場合には、当社がこれらの譲受人等（以下「割賦債権者」といいます。）に対して割賦残債務に相当する補償債務を履行しない限り、お客さまは特典等を利用することができず、割賦残債務は相殺されません。

### 第18条（変更・廃止）

1. 本プログラムは、何らかの理由（当社が、第21条（解除）第5号に該当する場合を含みます。）により内容を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、変更後の内容がお客さまの権利関係に重大な影響を与える場合又は本プログラムを廃止する場合は、当社ホームページに掲載する方法その他同等の方法により事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。
2. 前項に基づき、本プログラムを廃止した場合、お客さまは特典等を利用することはできません。この場合、お客さまの割賦契約条件に従い、完済されるまで毎月分割支払金をお支払頂く必要があります。
3. 本プログラムを廃止した場合、割賦債権者が当社に代わり本プログラムを承継すべき義務を負うものではなく、お客さまは割賦債権者に対して、特典等を利用することはできず、割賦残債務は相殺されません。
4. 前三項の場合に、お客さまに何らかの損害が生じた場合でも、当社及び割賦債権者は責任を負いません。

### 第19条（終了条件）

1. お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、本プログラムの適用は自動的に終了するものとします。
  - (1) 本端末を譲渡（家族割引加入中の家族間での名義変更を除きます。）した場合
  - (2) 本端末の割賦債務を完済した場合又は一括による弁済のお申し込みをした場合（その後お申し込みが取り消された場合を含みます。）
2. お客さまが特典等のいずれかを利用することを申し込みした場合、その申し込みを撤回又は取消することはできず、また再度特典等を申込みすることもできません。

### 第20条（解約）

1. お客さまは、当社が指定する方法に従って手続きを行うことにより、本プログラムを解約することができます。
2. 前項の場合、当社がお客さまの解約の申し入れを承諾し、解約手続きが完了した日をもって、本プログラムの適用は終了します。

### 第21条（解除）

当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告等することなく、本プログラムを解除することができるものとします。

- (1) 本提供条件書に違反した場合
- (2) 本負担金、分割支払金その他本プログラムに基づくお客さまの債務の支払いを怠った場合

「新トクするサポート」提供条件書  
更新日：2021年11月17日  
ソフトバンク株式会社

- (3) 本プログラムの申し込み内容に虚偽又は事実に反する記載・申告等がある場合
- (4) 当社又はソフトバンク取扱店の営業を妨害し、又は妨害するおそれがある場合
- (5) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続きの開始申し立てがあった場合
- (6) お客さまが振出、引き受け、裏書又は保証した手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (7) 公租公課等の滞納処分を受けた場合又は債務超過の状態である場合
- (8) 解散決議、営業の停止又は廃止があった場合
- (9) お客さまの財産が強制執行、仮差押又は仮処分を受けた場合
- (10) その他当社の業務の遂行上支障がある場合

## 第 22 条（譲渡・承継）

お客さまの本端末の割賦債務が完済されるまでの間に、お客さまが本端末を家族割引サービスに加入している家族に譲渡した場合又は本端末が第三者に承継された場合、当該家族及び承継者に、お客さまの本提供条件書に基づく権利義務は当然に譲渡又は承継されます。

## 第 23 条（反社会的勢力の排除）

お客さまは、当社に対し、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。

- (1) 自らが反社会的勢力（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。以下同じ。）に該当しないこと
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
- (3) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

## 第 24 条（裁判管轄）

本プログラム又は本提供条件書に関して、当社とお客さまとの間で発生した一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 25 条（特例）

2021 年 9 月 24 日から本プログラムが開始するまでの期間に、「トクするサポート+（2021 年 9 月 23 日以前加入者向け）」提供条件書（以下「旧プログラム条件書」といいます。）第 3 条（対象）第 1 項に定める条件を満たしたお客さま（それ以前に当社又はソフトバンク取扱店から iPhone13 シリーズの商品を購入したお客さまも含まれます。）は、本提供条件書第 3 条（対象）第 1 項の条件を満たしたものとみなし、本提供条件書の制定日にかかわらず、お客さまが旧プログラム条件書第 3 条（対象）第 1 項に定める条件を満たした日に遡って、本提供条件書に定める条件を適用するものとします。この場合、お客さまには、旧プログラム条件書の内容は適用されないものとします。

## 第 26 条（提供条件書の変更）

1. 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書

「新トクするサポート」提供条件書  
更新日：2021 年 11 月 17 日  
ソフトバンク株式会社



の記載事項によります。

2. 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号及びその他文字等によるメッセージをいいます。）を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。
3. 本提供条件書記載事項以外の部分については、当社が定める個品割賦購入約款又は個別信用購入あっせん約款の規定を適用します。なお、これらの約款と本提供条件書の内容が矛盾又は抵触する場合、本提供条件書の内容が優先的に適用されるものとします。

【更新履歴】

2021年10月13日 初版作成

同年11月17日 更新

「新トクするサポート」提供条件書  
更新日：2021年11月17日  
ソフトバンク株式会社